

帰国者の裁判を考える会

東京都港区新橋2・8・16新橋石田ビル4階 救援連絡センター 発行 電話03(3591)1301  
郵便振替 東京2-398834 「帰国者の裁判を考える会」 定価200円(送料72円)年12回分3000円

# ザ・パスポート



1994年2月6日発行

40

# 難局を勝利の土台にして闘いましょう！ 94.1

丸岡 脩

94年を迎え、新年のあいさつを述べます。

★国内外の反動の嵐に抗し、人民の新しい時代を切り開こう！

世界的にも国内的にも、ソ連型社会主義の崩壊に引きずられ、階級的立場があいまいな左翼勢力は次々と転向し、人民の意識においても、社会主義に可能性を求める傾向が資本主義の改良を求めるものになったり、民族排外主義に陥ったりして後退しています。70年代の世界的な民族解放闘争や社会主義革命の前進で窮地にあった帝国主義陣営が、その巻き返しに出てきたのが80年代でした。ソ連型社会主義の自滅に助けられ、90年代に入って米欧日帝国主義は、「新世界秩序」の形成を国連を利用しながら果たそうとしています。帝国主義はグローバリズムを表看板にして、<sup>各国</sup>民族の主権を否定し世界を多国籍資本の市場にし、より一層の再編を目指しています。帝国主義G7(日米加英仏独伊)を中心とした国連安保理の再編(日独を常任理事国入りさせる)、GATT(ガット。“関税および貿易に関する一般協定”つまり資本主義諸国間の貿易協定)体制の再編(WTO世界貿易機構の結成へ。世界をG7中心の経済体制に組み込む)などに見られるように、日帝も自体の利害から派兵国家としての態勢を整えています。そういう状況下で日本社会党は解体され、総保守化の中で挙国一致体制がつくられようとしています。

このよう「動向」にして、日本の左翼は有効な闘いを組み得ていません。イタリアでは、日本と同様の政治腐敗構造から政権が瓦解したか日本のように保守新党勢力が代わるのではなく、社民化したとは言え旧共産党(左翼民主党)を軸とした左翼戦線が、ネオ・ファシスト勢力を抑えて保守・中道政権にとって代わる勢いを示しています。ところが日本では、左翼は孤立化し、社会党右派と中道が保守に吸収されるという事態になっています。この差は、日共や新左翼(もちろん私たち日本共産党も含めて)が左翼運動の核になりえていず、社会党が総評依存であったように市民運動を含む左翼運動もまた社会党に負うところが多く、社会党の右傾化に抵抗する運動形成に遅れ、<sup>(たこにありませ)</sup>89年からの変革の波を進歩政権樹立へと至らせず、並に新保守勢力に吸収されてしまいました。

イタリアと日本との決定的な違いは、オニ次世界大戦を終結させるにあたって、人民自身の闘いによってファシスト政権を打倒したのか否かの闘いの歴史の差と言えます。しかし、日本人にも闘いの歴史はあり、変革を求める人々の意志を表現しうる共同戦線の構築を左翼が成し得れば、細川連立政



権というものを自民権にとって代わる人民的権力を樹立できるとしよう。日本共産党のようなセクト主義を排した(新左翼にも向かい出る)、人民権力の母体としての人民が主体となる広汎な左翼共同戦線の形成が何よりも向かっている、と言えるでしょう。そしてもう一つ必要なのは、オルタナティブ(今にとって代わるもう一つの)社会の提示です。ソ連型があたかも社会主義のモデルケースの如くのようにアルジョア・マスコミに喧伝されている今、社会主義を否定するアルジョアジ(資本家階級)のイデオロギー攻勢に対抗するには、来るべき人民主権の内容を左翼指導勢力は示さねばなりません。

### ★日本共産党の立場、私の立場

日本共産党に際してですが、アラファト議長派のイスラエルとの妥協の中で、日本政府やマスコミは、わいせつなテロに走るとか行き場を失ったという悪宣伝をやっていました。この端を切り否定しておきます。私たちは、日本革命の主体であって、パレスチナ革命勢力のいかなる決定にも内閣矛盾にも一切干渉しないし、また私たちの路線が他の革命勢力によって左右されることはありません。更に、マスコミは私たちを武闘闘争を自己目的化しているように書きますが、私たちは私たち自身が武闘を行うことを自己目的にはしていません。闘争の主体は人民であるという立場にあります。党の武闘を基準にせず、人民の武闘を基準にしています。

次に、私個人に際してです。一番で不当な有罪無罪判決を昨年12月に受けましたから、即控訴しています。重刑攻撃の本質は、判決の中に「検察の統制で刑事司法秩序の根幹に影響を与えたのに反省していない」とあるように、検察と一体となった裁判所の日本共産党に対する報復としてあります(日本共産党の同志解放闘争に対する報復)。この判決の反動性は、「ハイジャック実行犯」のデッチ上げ認定にもありますが、公安警察の「勝手に転んで」の「公務執行妨害」逮捕の違法性を合法だと用き直している点にあります。令状なし逮捕という治安維持法による治安維持法体制を裁判所が積極的に認めたこととなります。尚、私個人に対する重刑攻撃ですが、私自身にとっての最大の関心は、私個人の行く末ではなく日本革命の勝利と完成にあり、このような弾圧に動じるものはありません。無関係無害であるにもかかわらず、たとえ死刑でも無罪判決でも私には何さもありません。革命途上で倒れていった多くの同志・友人を思う時、このような試練は私の種です。同志たちの闘い、革命勢力の闘い、全世界の人民の闘いが存在しているのに何の苦痛があるのでしょうか。

### ★難局を勝利の土台に

21世紀は、人民の革命の時代です。

難局奔圧ものとせず、それを勝利の土台にして、人類の偉大な未来を共に切り開きましょう!

丸岡 修

## ★ 丸岡第一審裁判判決報告

93.1.21 丸岡 修

93年12月の私に対する不当判決(有罪・無期懲役)について少し書いておきます。

## 1. 本質は、愚癡裁判・国家による報復裁判

「裁判官が批判者たる地位を忘れ、検察官の主張に追随し、被害者側の穴に耳を傾けないことに誤判が生じる」

「裁判官が国家公務員たるの故をもって、検察官と同種意識に立ち、自らの使命を治安の確保に画くお如きは、憲法の理念に反する」

これは、元大阪高等裁判事・谷口正孝氏の言ですか、全くこの警告そのままの裁判が私に対しても行われました。数度の意見陳述の際にこの警告を東京地裁の判事共々に聞かせて頂いたのですが、馬の耳に念仏でした。いや、馬の穴か人の言うことをよく聞きます。

白くても赤ければ黒くなる。

## 2. 判決当日の様子

私専用の護送バスが地裁に向かう角を曲がった時に抵いた厚いカーテンのすき面からいつも以上の警察機動隊の警備が見えた瞬間に、私は取訊に気づきました。<sup>南庭の1時間以上も前に。</sup>  
 十時南庭。裁判長の顔を見ると緊張を引き吊っている。フン、ボケが。傍聴人が入庭。職員として(傍聴券はく入れなかった人も居たとのことでした。お疲れ様でした)。判決の言い渡しとやらで真ん中の証言台に立たされる。裁判長・大野市太郎が「無期懲役」を口にすると傍聴席から、「ナンセンス!」「6年かけて何の裁判をしてたのか!」のヤジが飛びかい。大野は「静かにしなさい!」と青筋を立て大声を張りあげていました。私は? と言えば、あまりにもおもしろいので(判決理由とは検察の主張そのままのものだろうと初めから思っていた)、苦笑いをしていました。判事達の目にははぶてぶてしく映ったことでしょうか。ハハハ。その後、座らされて1時間半に渡って判決を聞かされていたか、検察論を引きつづきのとは今後の反論の中身を考へ、裁判所の理屈のとは記憶にとどめ、まあ退屈はしませんでした。終わったので、傍聴席に向かってVサインでも出そうかと思つたら看守にさっ取り囲まれました。弁論団席に連中の手をばねのけたれのあいさつに行き、あとは傍聴席に笑顔をみせ(〇〇さんか明らかに失望し落胆した顔を見せていたのをごまかすには、と聞いて)、退庭。声でも張りあげれば良かったのですか、何せ、私はおとなしいし、取すがしがり屋だから(笑)。  
 地裁内の仮監に戻り置めしを食う。終わった頃、拘置所の係長が来る。「丸岡、その弁当箱のフタを明けて中を見せる(車拘では米麦食を一人用アルマイクの弁当箱ごと炊く)。「あ、きちんと食ってるなあ」。私、「あたり前やん。こんなでせうくりする訳ないやん(オッサン、わしをバカにしとんのか!)」。係長、「そうだな。ちょっと心配になつて見に

来たんだ。まあ、次もあるから我慢してくれ。小菅に戻ったら戻ったぞ、今高野別の管理職員の私の執務にやってきて、「残念だったなあ。無罪になるかな、と思ってたんだ」。そう、彼等は、検察や裁判所が描く「丸岡は極悪非道」でないことをよく知っているんです(笑)。

私の「事件」を扱った地裁刑事10部には、おかしなことに最高裁判事総局の官僚判事が来てました。精彩のながら、最初の裁判長・松本昭徳は千葉地裁に異動し2年後に東京地裁の別の部に戻って来ました。その松本の後にはなげが、最高裁判事総局刑事課長の白木勇が10部の裁判長としてやって来ました。か、~~最高裁判事総局~~<sup>その</sup>に欠員が生じわずが1年で会計課長に戻るというエリート判事(新聞に異動記事が出る程の幹部判事)。そのあとに来たのがこの大野市大郎で、何と、司法修習所の教官でした。最高裁はわざわざエリート裁判官を送り込んでいたのです。このような裁判所の人事が済んだ時に、「丸岡事件」の判決は決まっていたと言えます。

### 3. 判決の反動性

泉木の第一審判決より後述している点があります。公安警察の「公判執行状況」データベースを「合法的だった」と大野判決はしています。泉木判決はこの点で「<sup>(合法的)</sup>重罪性があったとしても、泉木の逮捕は...」としていました。公安警察官の矛盾だらけの証言を「信用できる」としたのはおかしかったです。論理矛盾ばかりなので、逆に控訴権は削り易くなりました。いっしょにせよ、今回の判決は、裁判所が公安警察、公安検察と一体の治安弾圧機関であることを身をもって示しています。

「ハイジャック」の認定も全く不当なものでした。乗客証言・乗務員証言と私の実際の経緯の特徴が当時も現在も全く異なるのににもかかわらず「同一」とし全く不当なものです。そもそもこれらの「目撃証言」は捜査当局とマスコミが「犯人は丸岡で確信この鳥獣」と乗客・乗務員に予断から与らした上で行われていました(私は2007年のハイジャック斗争以前の72年に大々的に手配されてました。斗争の最中から「丸岡か」と報道されていた)。他の検察が示してきた「証拠」も物的証拠は何もなく、ヨーロッパの裁判であらう「前科になるような検察資料のコピー(オリジナルは検察によると行方不明!))を「証拠」として出しています。

判決の中で「懲罰者の兼収で刑事司法秩序<sup>を</sup>維持を痛すなどしたのにきびかに反省していない」とわめいていました。無罪と対的に「反省」の<sup>しようがない!</sup>、仮に認めたとしても反省の必要などありません。人民主権樹立の目標なのだから既成の司法秩序など徹底的に解体していきます。こんなほど、国家権力に権まいるのなら名譽なことです。わははは。「無期刑」の<sup>30年以内</sup>裁詞に「被告が...ハイジャックの誤りを認めていることを考慮しても」とあったが、誰も裁判所に「誤り」とは認めていない。「ハイジャック戦術」の統括を弁護人の「被告尋問」で述べただけです。裁詞に無断借(誤)用してほぐらいたい。



んか聞ってきたので、こいではどうした、罪はあり得ないです  
よ。現体制の尺度で判断を縛り込んで裁こうとするのを、丸岡さん  
は認めてないものね。規準点の価値観が違う。「お前は身長190cm  
もあるからノッポだ」という検察に対して「冗談じゃない、俺は体重  
90kgだからデブだ」と主張してるのと同じだね、とおかしかった。  
(12/10)

【丸岡：「よど号ハイジャック」で「共謀」をどちらあげられた  
旧赤軍派の政治局の人たちは懲役15年、議長だった塩見さんは  
18年でした。もちろん、皆無期の仮釈放なしです。実行  
主体だけど当時7年だった柴田さんは5年の判決(確定。今年7  
月に出獄予定。最高裁判決は昨年11月)でしたが、こいのは例外。  
他のハイジャック事件で最初に今のハイジャック注る適用された  
人(単独犯)は15年でした。現行法では、7年もしくは無期。  
死者が出た場合は最高死刑。「人質」か心臓発作で死んでも私ら  
の場合は死刑でしょう。/後段の御意見ですが、検察は論告で刑  
の中で「日本赤軍は国際テロ集団」云々を持ち出し「刑事司法秩  
序に挑戦してけしからん」とわめいています。それに対する反論  
をしているにすぎません。他方、弁護団は、一つ一つの事実関係  
をきちんと反証しています。判決はその弁論に対する「反論」で  
構成するという極めて異常な政治的なものでした。】

#### (4) Kさん

判決はいかだったのでしょうか？ もしかしたらラジオのニエ

ースで流れるかもしいと思って注意して聞いていたのですか、  
私のいる名古屋の穴では丸岡さんの判決に関するニュースはやりま  
(NHKは正午の全国ニュースでやっていた)  
せんでした。ハイジャックをデッチ上げて無実の丸岡さんに無期を  
求利して愚問裁判をやるなんて、本当にとんでもない事です。どう  
か裁判所が真しう態度で政治的圧力を跳ね返して、丸岡さんに当  
然の無罪判決が出ていすように私も心から応援をして祈っています。  
(このお便りか、又、私の所に戻って来るかどうかで判決の結果  
かわかると思います) (12/12)

【丸岡：残念ながら東向で受け取ってしまいました。わははは】

#### (5) Sさん(広島)

無念の結果に、心よりお悔やみ申し上げます。7日の夕刊で知  
たのですが、皮肉にも『ザ・パスポート』38号と同時の交付でした。  
中国新聞の報道をみる限り、こいを差込んだ人が判決に偏向をも  
つ余地は全くないように思われる、そんな内容でした。翌朝刑とも、  
丸岡さんの無実主張には全く触れていませんでした。私の件るとき  
は、中央紙ではバタ記事にさえならなかったといひます。無情なる  
かな、マスコミ!

『ザ・パスポート』などを見る丸岡さんには、もはや凡百のなぐさめ言  
葉など不要かと思われます。また、もうすでに多くのこいは集ま  
っていることでしょう。けれども、こいを承知を言うのさすけいど、  
丸岡さん、どうか気落ちなさらぬよう、また、決して愚問に走らぬ  
よう(笑?)、とにかく今は、クールダウンがオーです。今は多

分、まだ尋常の中にあつて、「いや大丈夫」と思つておられるはず  
 です。が、こゝは階段でまこうすねを打つた時と同じで、数日後に  
 本当の痛みがや、てきます。特に、最初の休日が山です。(中略)  
 私なんかとは、裁判へのご覚悟が初めから盡つていゝものと思われ  
 ますが、やはりショックはショックです。そういう「痛み」  
 や「哀しみ」を感じないようでは、こゝは少々肉體が、と私は  
 思います。(後略) (12/8)

【丸岡：おはは、その「まさか」です。Sさんとの立場ならお  
 分かりいたしげうと思ひます。並に、私がSさんの立場ならS  
 さんのお気持ちも分かります】

(6) Zさん(中絶)

① 12月7日、ちょうど丸岡さんの判決日の朝、前日届いた郵便差  
 し入封筒を勝手に開きました。「公安警察テンボのめんじやまの御本で  
 すので早速願書提出しました。(中略) 不屈にがんばつて下さい。  
 ニ審へ。(12/8)

② 判決は琉球新報にも大きく載りました。写真付きで！ 丸岡さん  
 は力チンチューみたいだ。昔と言うか、中絶の人向むすが、  
 “後田球一”日本共産党創立者(?)といふ人物の写真を思ふことな  
 りましたが、丸岡さんはその人物にそっくりに見えました。「公  
 安警察...」と評語しました。自分か、と云はしてはいた箇所が唯一  
 の例外として丸岡さんの心情の口で「テンチュー」を教してい  
 る場面に、トリ肌立つ程、感動感動しました。有難う御座ります。

御身に引き受けて下さつたこと、私もお忘れません。 ■

裁判所の判断はムチャクチャだつた人ですネ。「検察と裁判所が  
 一つ」だという意味か、ボンヤリですわわかる気がします。私に検  
 事か「警察」と「検察」は違ふ、と言つていましたが、警察検事だ  
 と思つています。又つい先日、新聞に載つてましたが最高裁判事に  
 元高検検事長だつた人物が就任するらしいとの記事。検事裁判官で  
 すネ。私にはよく分かりませんけど、何か変だなぁと思つています。  
 最高裁の判断はそのまゝ“確定”であり、“裁判手続”の終了と  
 意味するものですよ。その位に検事を据えたら検察に寄る裁判  
 の独占になるのは当然の結果を生みます。おにがしら心配です。う  
 まく言葉か出てきませんけど驕りの体質が日本全体にたつた、豊  
 かさも自分中心であり利己主義が極まつてきて思ひます。その  
 社会の中から、検事も裁判官も、又弁護士も代議士も生まれて来た  
 ので、<sup>片寄</sup>から、一つの方角だけが、<sup>片寄</sup>た重さになり、バランスが  
 悪くなつて行くのも無理はないかな。いつかこの日本丸は井の方に  
 転覆しますよ。(12/23)

(7) Sさん(新島)

12/7、今はNHK7時のニュースが終わり、たところまで。丸岡  
 裁判無罪の報道を心待ちにしていたのですか、無かつたようです。  
 どんぱ判決放送でしたか？ 落ち着いたらお便り下さいね、気には  
 丸岡氏のことですから大丈夫のことと思ひます。お、元気に頑張つ  
 て下さい。(中略) 丸岡さんのことは明日の新聞報道で詳しく知

30

⑦  
ることができるようになります。本日の新法は寒気も去り、午  
前中の重畳時は陽も射しそう寒く感じませんでした。慰みや激励の  
手紙を書こうにも、気休め程度のことくらいしか思いつきません。  
即日、痊愈されたと思います。不屈の精神をやるしかありません。

(12, 7) (丸岡: 私は彼球を尊敬しています。)  
(批判もありますか)

(8) Mさん(八王子)

① 気を落とさずオニラウンドに向って激走して下さい。こんなイン  
キ裁判が罷り通るようじゃ世も終わりですネ。オニラウンドにおい  
てはこのインキ裁判を粉砕して下さい。(12, 8)

② すこしは気持ちは落ちたでしょうか。デーンチア事件を  
容認した上での「判決」。こんな事は絶対に許せません。こうなっ  
たら検察官の首をとるまでは徹底的に戦って下さい。(12, 20)

(9) Pさん(栗駒、兎派の人)

無期判決、ラジオで聞きました。久し振りで、「具体的な」怒り  
が猛烈に湧きおこって来ました。許せまいことです。大野市太郎と  
いう名前を決して忘れないようにします。「自己中心的」なのはま  
さに大野だ。

新しい闘いになりますか、がんばって下さい。二審は無罪に!!  
(12, 9)

(10) Qさん(栗駒、兎派の人)

7日、3時頃の函会を結果を知りました。—!!—!!—!!!  
検察官、裁判官の名前とことあることにならぬようにして下さい。

インターナショナルを腹の底から繰り出して致っていい!! (12, 7)

⑧  
(11) Rさん(栗駒、兎派の人)

無期判決弾劾!

健康に気をつけ、断固たたかい続けて下さい。司法の反動化も、  
ここに極まった、という感を強くしています。こちらは、最終弁論  
(12/6)が終わり、最終意見陳述が12/16、1/10、1/13と続  
きます。断固として勝利します。

しかし、腹の虫がまだありません。草々 (12/7)

【丸岡: 御自身の裁判もがんばって下さい。無罪判決を是非、勝  
ち取って下さい! 革命勝利の日まで共にがんばりましょう!】

(12) 中村さん(太郎) —電報—

ほんけつをしろ。まことにむねん たてたむねん しんちゅう  
さっしもうしあげそうろうしんねんにいきまようじをたもたん。そ  
れしんのおとこなり。2しんにむけふんとうさけんことをせつにね  
あかん。ともへ (12, 9)

(13) Yさん(太郎) —獄外から代理電報—

ほんけつ さんねん。こうぞでがんば。 (12, 7)

## 2. 獄外の皆さんから

(1) 花柳幻舟さん

くやしいですね。とってまくやしいです。 (12, 10)

(2) 岸和田小町さん

判決、9刊を見ました。TVで覆りとも見たから、たけど(与真

でも)見れなかった...。判決は残念でした。

無罪を認められなくて悔しいと思いますが、傷ちゃんの元気と明るさで頑張る、で控訴審を目指して下さい。それにしても裁判官はノータリンやネ...。元気をなくさないでネ。せうかくパーティーしようと楽しみにしてたのに...。頑張りすぎて泣かないようにしてネ。(12/7)

まあ、おこのみやぎときつねうどんは並べへんから20年後でも100年後でもおごったるよ。そいまで生きときゃ♡

マンガ「クレヨンしんちゃん」画いた? 息ぬきに見てネ。私の気持ちよ。(12/13)

### (3) 下田ゆうさん

今日は12月7日火曜日。おひる文。判決に行きました。知ってたかな? 刑事は4人かな、傍聴したのは。判決ときいた瞬間、頭が真っ白になってしまったのさー。レーベンアロイ(ドイツビール)を買おうとルンルン気分だったのに。 「ナンセンス!」という声と、「静かに」という声をボーッと聞いていました。考えてた判決と違くと、ボーゼンとするもんだったんだなァ。

それにしても、判決をきく度に思うのは、どーしてこうも警官の「証言」で信用されるんだらうってこと。【「秋の嵐」の】5.4事件(この向、控訴審却下をこじった)の時もそうだったけど、まじしたうか考えたら絶対やらないまうなこと(警官をどつくとかいきなり並けたりとか)を警官の証言通りに信じてしまうんだか

ら。(もっとも信じてるんじゃないくて、使ってるだけだしジョー(IT)と) 裁判官の仕事って、楽しいいなっていつも思ってしまう。長時間かけていろいろやってきたことって、なんだったんだらうと思えます。あたしも裁判官になりたいなァー。(中略)

そういえば、判決のあと、おっちゃん、みんなの方、向いてニコニコしてたんだって? あたしは下向いて、書きものしてて、上向いたら、もうおっちゃんはいませんでした。それにしても、サービス精神旺盛なんだから。そいまで笑っちゃいましたよ。(12/7)

### (4) YMさん

判決の日には、どうしても仕事を休みが取りずに行かれませんでした。無罪が出るかと(?)いろいろ用意して待っていたのですが、結局用なしとなりまして...。

まあ、判決は控訴で一番判決放棄といまします! そこに踏けるしかないでしょ。でも、また差し戻しで初めから...。

ひっひっひ、...、お寿司パー! 絵...パー! セッヒッヒッ。(12/13)

### (5) OMさん

冬晴れの青空。朝、田んぼは霧。今は、冬の夜空は星みのある黒、そんな外の景色。冬至という逆点を孕んだ胎動が、夜の暗さを柔らかく照らすのかもしれない。

丸岡さんたちの組織が、侵略と抑圧を繰り返している帝国主義に反し、平和と自由を愛するが故に闘っている革命組織であり、丸岡さんた

10

らの闘いは、帝国主義に対する抵抗権と革命<sup>①</sup>を行使している革命闘争である、ということも、私は支持したい。丸岡さんが、多くのの人たちと、天と地にいる多くのの人たちと、祭を喜べる日か来ますことを、思っています。とにかく、体は大に、元気でいて下さい。

(6) TIさん

あらまあ「最高幹部」！ムキになっちゃったね！一大事ではないか♡ おめえちゃんと裁判のことやってたんだろなあ？もうちよいきちんとやらなためだ、たんじやないの？ 法廷で楽しくやるのもいいか(評価してるけど♡)、あんなことまで認定さくらやあまずいだよ。といってもたいていデッチあげというのは、「まさか」と思う所を(まさかそんなアホなとやってない本人はそう思うから力をいれて反論、反証しない時がある)神ワザのごとく「事実」にしちまいますので、控訴審、おなかひましてがんばってよ。

とりあえず、出た時のために酒のサカナも用意してたのにしがないからみんなを食べたわ。ステーキ。ホホホ。出たら、傷のことをさらいにくる奴らがいるだろうから、先にこっちからチしちまおうぜ、とATは言、てたんだぜ。「中途では逃がさへんぞ」という霧田家。(笑)

いや 本当に 心から あのその いや ホンマに 大変でしたね。心も体もどうぞお大事に。さて、次なる目標へ向けて、乾盃。くじけないう(わかってるさ...) 傷のために、乾盃。



少々のダイエット<sup>②</sup>として、乾盃!

仲間と未来のために、乾盃! (12,8)

【丸岡:「最高幹部」とか「重要な幹部」とかは、警察、マスコミ、検察が何の証拠もないのに言ってるだけ。さすがに、判決の中ではそのような表現は無し。しかし、マスコミが勝手に「幹部」とつけているのです。私が「幹部」になるようでは、(笑)もあかん】

(7) ATさん

判決、まったくひどいもので、さぞかし憤慨していることと思います。私も半々というより、たぶん有罪とされるであろう、との予測はありましたが、あんなに内容的にまったくひどいものです。

ともあれ、二審に向けて頑張らねばなりませんので、あまり落込みまじょうにして下さい。(12,10)

(8) STさん

やはり判決思った通りですね。やはり、ぬいぎぬだろろうか何だろうか、アヤしい奴はブチこめなくては、確固たる“法治国家”とは言えませんね。

(9) ETさん

先日の才一審の判決を知った時、先生には申し訳ないのですが、「あー、やっぱりなァー」と呟やいてしまいました。大変申し訳ない事ながら一度も傍聴に行、てないので、先生を見たと言う教人の証言などの程度に信用出来るか疑がわしいようですので、そんな唯一の証拠ということなので、この判決のいい加減さ、判事の日紅

見かうかがわぬです。それにも負けず、聖戦を授けられる先生に本年最後のメールを贈らせていただきます。それには御身命大切に。P.S. 忍ぶゆいど 味にいぞしこのコメは 外国米と人の言ふなり

—読み人知らず— (12,27)

(Eくん、その「先生」だけは、頼むからやめて。御両親大切に)

(10)KTさん

なんと書いたらよいのやら考えているうちに、出ずのぬ運んでしまいました。ある程度、予想されていた結果とは言え、いざ判決かぞとみると、なんとも言いようのない怒りかこみあげてきます。それにしても、獄外が気を落としていても始まらないのですが。まだ、新南報道でしか状況を知らないのですが、退社している目撃証言の中から都合の良いものだけを並び、しかも「反省の色がない」となっています。本人が無罪を主張しているというのに、何を「反省」しろというのか、笑ってしまいます。要するに、権力の側にしてみれば、丸岡さんの思想性が気にいらず、非難向を買ったことへの仕打ちなのでしょう。しかし、これは気にいらぬ個人を抹消しようとする権力のドズ黒さの表われであり、断じて許すことのできない判決です。

11月の死刑執行といい、丸岡さんへの判決といい、日本の民主度は低いなあとつぶやかざるをえない事件が続きます。真の民主主義とは何か？と同じく、この回答に至りませんが、少なくとも今の日本は低級な民主主義でしょう。とき、でも憲法テコをせよ中が変れる

わけでもなく、閉塞した気分と康政さんとの関係の狭間を、獄外の人間は生活しなくてはならないと思います。(12,13)

(11)トラ子さん

寒いゆへ。元気にしていますか？ 判決は“ひどい”の一言。6年近くの間、何を審理してたんや！と言いたくなる。あいは「判決文」ではなくて、検察側の「準備書面」やぞ。7日に出てきたら、何をやるよりも先に〇〇〇〇〇に入る確約をとい、という命を果たせなかった。ハッハッハッ。

裁判長はかなり緊張して見たいやね。あの人があんなに恐い顔して声あげてるの初めて見た。期待はしてたから、多少はガッカリしたけど、腹立つほうが先。下田さんはまさり無罪になると思てたらしく、「無罪」と申して顔の中が真っ白になったそうだけど、まあ、これがこの国の司法やということやろね。

公判の後、弁護士会館に集まりました。【与教の關係で今回は略】

(死刑・無期の仲間のこと)思うんだったら、丸岡さんか1日も早く自由の身に帰らなればいけないんじゃないかぜー。【丸岡が彼・彼女らのことを思えばへたに自由になるよりむしろ、とした<sup>手紙</sup>と言いたことにはおして】 (12,16)

(12)Dさん — 電報 —

とうしかきたて2しんぎゃくてん、ファイト！ (12,7)

★他の方々からも激励がありました。最も謝ります。私には、愛や同情は無用です。権力への怒り、私への叱咤が、さむい。(94,11)

《投稿》

丸岡修さんの判決に怒る文

丸岡修さんの判決に怒る文 93.12.8 大拘置監 中村好男

明あたかも大雪本格的な冬の到来を告げる大雪の日、東京地裁ではなんとも虚仮威しの三文三文居、仰々しくも判決公判があった。日本赤軍最高幹部丸岡修さんが、国家による復讐の手で、裁かれた。海外で日航機が乗取られた「トビイ事件」1973年、「ダッカ事件」1977年、でハイジャック防止法違反、旅客法違反の罪に問われたのである。12月午前10時大野市太郎裁判長は「ハイジャックは、自らの主義主張に基づく目的実現のために全く無関係の多数の人を人質にした犯行で、非人道的で危険かつ悪質極まりない」と求刑通り無期懲役を言い渡した。有罪判決の骨子は、両事件とも東軍との自警証言は身体的で、犯人の一人が丸岡被告であることは明らかと判断したのであるが、これはもう裁判なんてものじゃない。

日本の国は法治国家という看板を即刻ひきずり降ろせ。物的証拠が何ひとつとして証明できないう裁判で、唯一の有罪証拠が自警者の証言のみに頼る検察の無能がかりを詰問せずして、弱者の立場に在る被告個人に、その罪を全部おかひせるとは、とりも直さず無関係の個人を

日本赤軍最高幹部なるが故に魔女的裁判の許、断罪するのは、非人道的で危険かつ悪質極まりない行為ではなぬのか。東軍の自警証言なるものが、かにあやうや、作爲的に捏造されたものであるかは、これまでの多くの冤罪裁判で指摘され、心ある法曹関係者から警告されてきた問題でもある。日本赤軍が信念に基づいてハイジャック作戦を敢行したからといって、その責の全部を有罪証拠の無いまま国家の復讐観念に駆られ、公開法廷の許、法を楨じ曲げた標で寄つたかえ改りつけるを投げつけるかの如く、無法にも断罪するのは、真の法治国家とは言えない。自警証言の信憑性、あるいは特信性については大いに疑義を感じざるを得ないのである。極限状況の緊迫感の中で人質にとられた人間が、どこまで正確に他人像を捉えられるか、生命を盾にとられた人質が、どこまで冷静に客観的に物事を見詰められるか、決死の覚悟で敢行した赤軍は全員白布で面を隠し、目的遂行に向うも誰一人として怪我人を出さなかつたというのは、軍事的に完全な統制下にあったものと察せられるし、その隙間を盗み見るような形で個人の特定を断定する自警

が可能かどうか。考へて見れば判る。三三に自警証人のあやうさはある予断の許に吹き込まれたあと、知覚感などのようにもたれ得る危険性を秘めておるものである。「見た」とされる観念はその何秒後かには意識というものに左右され「思ひこむ」という残像に変容する。三三に自警証人の一途としぐれがあり信用する事のあやうさが感じとれるのである。有罪証候の蓋然性は抽象的であらばならぬ。丸岡さんの逮捕にかかる、つまり公妨がその三三の延長線上に於て、無期懲役判決に至るのには明らか。裁判官はもとしかり眼を開いて眞実を見る。無関係と訴える被告、弁護側の言を眞実に疑はぬ。主義・主権を断罪するのはやめる、かつて鉄めさされた善行・屈辱を無関係の人間の一生を抹殺するような卑怯な手段をもて、僅かな恨みを晴らすような復讐、報復はやめる。

丸岡さんは自己の信念の許に日本赤軍の責(せき)を一身に負う覚悟で生きてゐたろうが、徹底した裁判闘争で貫徹せんことを私は切に思うのである。加えて丸岡さんの不屈の精神力を信じ、軍に獄中には在る自水本博さんの健康面を案じ、拙い私の怒りの敘筆を擲筆する。

## 《投稿》

『怒りについて……』 読後感

中村 好男

(文章原番号)

『怒りについて』此中には非ず、日本赤軍コマンド自水本博の流転を説くので、私は獄中体験を身をもて経験して、いますので、千葉刑務所獄中において、こゝに在った自水さんの決死の決断と実行の果敢は、病にほと判るような気持ちに致します。更に、加えて無期囚の身分の上、14年間毎に争訟に務め、後釈放を手中にする目前。しかも一般の自警道処遇に遇せられ、開放処遇者であるにも拘わらず、身を括つてこの改善要求の敢行は、誰にでもできるというものではありせん。

振り返りて見ると、私が自水さんの逮捕を知ったのは、新聞報道であったが、テレビニュースであったか定かには想い出さずとも、是非に、関心の外ではあった訳です。逃亡の末、フリーゼで身柄拘束という報道であったように思ひます。世間の眼は多くさうであるように、マスメディアの一方的報道の仕方、だいたひ疑問も拘かす、後に不審を覚えたとしても、全く関係のない、よその話として、すくなくとも、傾向を、私自身も感じましたように思われます。その思ひに拍車をかけるのは、カラスケボーで遊興して居る等を殊更強調し、逃亡者のくせに、敢

三昧せしめる強殺犯人の国籍指名手配のなれの果て的、因果  
 広報説を喧伝し眞實を亡た隠しにする苦心の圖のもと、捏造され  
 た報道であったと今にして思う訳であります。曲解を自的とした報道  
 は犯罪といえぬ過言ではないでしょう。松下竜一氏がその一篇を著し  
 た苦心は大いに思ひます。私は手実の持つ圧倒的直方に胸が潰  
 れる思いで読みました。監獄内の描写も手実のものであつて、淡々と書  
 かれてゐる文章には大に傾くものを感じられました。最近のよく見られ  
 る著作には、監獄内を殊更誇大し、読者に媚を売つてゐるような文章で  
 ものとする、俄作家が多い中、松下氏の真執筆の筆致にはいたく感動  
 を覚えたものであります。私自身も初犯の汚れたま(？)精神状態に  
 あつた若し頃、獄中処遇の改善を求め、結核管理部長に要求してつ  
 け、住居で室は暴動を起し、煽動の火の手を切つた覚えがあらうま。  
 そのお蔭で、身分帳には今もB2(バー)4070の気あり、煽動者  
 と、誠にやゝ有難いお墨付を頂戴してゐます。一旦、身分帳に記載さ  
 れた証拠どうか、官側から見たら注意事項というものは、身分帳が存  
 在する限り、抹消されることはないと思ひます。精神的にも未熟で的確な監獄  
 闘争の手段方法も知らなかつた私は、暗闘の中を駆け足で突入するような無  
 謀で、それこそ匹夫の勇力でもそこへ対処方法を知らなかつたのであります。

当時、昭和39年頃の監獄内の傷害事件は、滅多なものでは刑争事件  
 とし告訴されず、軽罪禁罰40日間でも之処せらるゝのが普通通だつた  
 訳です。加へば懲罰一名、受刑者三名(当時の奈良少刑は受刑者の自治  
 制にも併し、風紀委員、作業委員を担当指名し、受刑者が受刑者で理  
 命令です。悪欠過がまかりおこしたのです。受刑者二名というは、この風紀委員作業  
 委員であつた訳です)を斬りつけ(木工場で秘密に創製作した短刃で隠し持った)  
 傷害を負わせ、監獄四刑と共に、刑争告訴もされてしまつた。裁判で10カ月の  
 刑期を増やした。滋賀刑↓京都刑とたうり回して出獄したのでした。  
 その間の厳正独居中に暴動で煽動し、夜間就寝後、掃込みを  
 襲われるようにして、特警の苦心をうけ、戒具使用、革手錠、両手首うしろ  
 の力で14日間、大のような全手方を強制されたのでした。戒具使用中は  
 大喰いはせんと、拒食を敢行。それでも14日間は大のように放し置かれました。

滋賀刑  
 京都刑



# 『日本赤軍20年の軌跡』あれこれ

93年12月 丸岡 修

## I 本を読まれた方々から

### 1. N. Nさんからの手紙

『日本赤軍20年』は、現在の日本では“ベストセラー”にはならないんでしょうね。丸岡さんの様に文才がある人がいるのに、どうしてこんなに読みにくい本になっちゃうんでしょうか。実に不思議です。(デモ、ボクは読んでますヨ。ハッハッハッ)

〔私に文才なんかある訳ないじゃないですか。確かにベストセラーは無理! —— 丸岡〕

「ペタン!」

これは、『日本赤軍20年』がベストセラーにならない事を確信したボクのタイコバンの音です。ハッハッハッ!

「日本赤軍」として発表するものが、どうしてもこういうカタイものにならざるを得ないなら、丸岡さんが「日本赤軍」の真の姿を伝えるスポークスマンにならないとダメですね。

丸岡さんも本の中ではカタイ人なんでしょうけど、直接交流すると、ボクと変わらぬ人間だと思えますね。本の中の方は、「特別な人」であり、「ボクとは別世界の人」としか思えません。これはマズインじゃないですか。

多分、「日本赤軍」の人たちも、直接交流すれば、優しくあたたかい人ばかりなんだろうが、そして、私と変わらぬ人間だと思えますが、それが出てないんですよ、この本には。残念であります。

(93年8月)

### 2. M. Kさんからのハガキ

〇〇日ぶりに帰ったところへ『日本赤軍20年の軌跡』が送られてきました。とりあえず、最終頁の「東京拘置所にて」と「あとがき」を読みました。一応「自己批判」を基調にした文章であることに、なぜかすこし安心しました。(それにしても少しかしこまりすぎてる?と思う)

(93年6月)

### 3. 獄中のD. Mさん(『支援連ニュース』135号より引用)

アイヌ・モシリ侵略について、また、朝鮮人、中国人の強制連行、強制労働について調べるため、ぼくは北海道のいくつかの市町史や鹿島や大成などの社史を集中的に読んでことがあります。これらは開基何年とか、創立何年記念として出版されたものですが、都合の悪い事故は削除されるなど年表が改ざんされていました。こんなことは政党史の場合でも同じで、ロシア共産党史などは露骨です。ですから、ぼくは、右左に関係なく何周年記念誌を読む時は眉に唾を塗ってかからなくてはとと思ってきたし、自ら進んで読みたいとは思いませんでした。こうした理由から『日本赤軍20年の軌跡』が話の特集社から出版されたことを知りつつ敬して遠ざけてきました。値段が5000円近くて一寸手が出せないということもその理由の一つでしたが、ところが、思いがけず〇〇君が差し入れてくれたので(丸岡君の売り込み攻勢に屈した! ?とか)、そして、当局の日本赤軍敵視政策が転換したのか一行のスミ塗りもなしに落手できたので、遅れ馳せながら読ませてもらいました。1972年5月30日のリッダ闘争からの20年間に公表された文書のアンソロジーですが、イスラエルの監獄から解放された岡本さんへのインタビューやかつての闘いの総括や今後の方針などについてのメンバーによる匿名座談会が100ページにわたって掲載されるなど、とっつきやすい工夫がなされています。そして、

感心したのは肯定面ばかりを語るのではなく、かつての自分たちの敗北や誤りを細かなエピソードを交えて率直に語っていることです。これは、“人民に依拠し、人民とともに”と言いつつ、“人民”を教導し、利用する対象に見ているとしか思えない日共や新左翼諸党派と明確に異なるところだと思います。何よりも諸党派の機関紙に見られるような不信と失望を煽るだけの大言壮語の羅列ではなく、自分の言葉で、事実即して語ろうとしていることに好感が持てます。例えば、何故総括が大事なのかということについて、総括をないがしろにして闘ったアラブの組織の敗北例など具体的な事実が示されているので説得力があります。彼らの主張する人民革命路線を理解しているわけでは必ずしもないし、また、彼らの日本の分析には疑問もありますが、しかし、革命に対して、共に生き、闘おうとしている人民に対して彼らが誠実であろうとしていることは疑いようがありません。

最後に、東アジア反日武装戦線の三同志の総括について。かつてのぼくらがアンチにとどまっていたという点、また、爆弾闘争が巻き添えを出すことに対する自戒など共感できる点が少なくありません。しかし同時に、こんなに否定しなくてはならないのかなという印象も率直なところ持ちました。でもこれは、ぼくが成長していない所為かもしれません。そして、10年以上も前の総括に対して今の時点で論評するのはフェアではありませんから、彼らとその総括を生かして行ってほしいと書くにとどめます。頑張ってください。(93年9月)

## II 出版記念会 (93年11月8日、於アルカディア市ケ谷)

### 1. 11月8日に出版記念会が催された

以下にその案内状を紹介します。

＜ 秋冷の候となりましたが、いかがお過ごしですか。

国際情勢も目まぐるしく変化していますが、中でもPLOとイスラエルの相互承認によって、パレスチナ国家再建への道が、ようやく開かれようとしています。そのパレスチナ人民に連帯して、20年以上もの間、支援活動を続けてきた日本赤軍のみなさんが、話の特集編集室から『日本赤軍20年の軌跡』を出版しました。記録として貴重であるばかりか、特異なドキュメントでもあります。刊行を記念して、ささやかな集まりを持とうと思っておりますのでご多忙でしょうが、是非共ご参加いただければ幸いです。当日は現地からの最新情報も披露される予定ですので、ご期待下さい。

(後略)

93年10月 『日本赤軍20年の軌跡』出版記念会事務局

発起人(あいうえお順)

遠藤忠夫、小田実、佐々木守、重信房子、中山千夏、丸岡修、矢崎泰介(世話人)、  
若松孝二

記念会の様子は、『話の特集』1月号の記事転載部分を参照して下さい。

(『話の特集』1月号の転載は39号でなされています)

### 2. 『日本赤軍20年の軌跡』出版記念パーティに

パレスチナとイスラエルの相互承認、暫定自治合意であたかも平和が達成されるかのようにマスコミは報道しています。パレスチナの民族自決権を否定し、国連決議242の実施さえも保障されない条件の下で、アラファト派(派内部でも不一致)が合意に走ったことは、味方陣

営に亀裂を与えています。反面、イスラエル側も妥協を強いられた側面があります。しかし、それはアラファト議長の政治技術によるものではなく、パレスチナ人民がインティファダで流してきた血と涙の上にあるものです。真の自由と解放を求める人民の意志は、その要求が満たされない限り、誰の力によってもとどめられるものではありません。勝利と解放の日は必ず来るでしょう。

国際的には、米国中心の「新世界秩序」確立の過程にあり、国内的には社会党が自壊し総保守化が「改革」の名で進行している今、PLOの一部がイスラエルとの妥協に応じたことをもって、私たち日本赤軍が追いつめられ路頭に迷っているかのような報道に接します。それでは私たちはパレスチナ解放勢力の子飼いでありませんか。私たちは、日本革命に責任を負っているのであり、パレスチナ革命のいかなる結果に干渉するものでもないし、左右されるものでもありません。プロレタリア国際主義の立場で連帯して闘っているのであり、国際的な革命運動を発展させる立場において闘っているのです。ソ連型社会主義が自己崩壊し、帝国主義陣営の巻き直しの中で世界的に人民の側の闘いは後退しています。だが、歴史の中では、このような変化は必然であり、これも発展の一過程です。私たちの立場は、「難局を勝利の土台に！」です。私たちは試練に直面すればするほど成長します。私たちは人類史の未来に不動の確信を持っています。21世紀を人類の解放の時代にすべく、私たちは闘い続けます。この本はその党宣言です。

93年11月8日

日本赤軍 丸岡 修

## 「パレスチナに真の平和は来るのか」

〔本文は『話の特集』1月号から、39号に転載しています。以下は、その前文部分として丸岡氏から送られてきたコメントでしたが、編集上のマズサから、今号での掲載となりました。読者の皆さん、丸岡氏、そして、『話の特集』に深くお詫び致します〕

話の特集に許可をいただいて1月号から転載させていただきます。

話は変わりますが、『週刊金曜日』が好調な売れ行きに対して、『話の特集』は大苦戦。このような良心的な出版社に対しては、できるだけ一冊でも買うことが必要と思います。『ザ・パズ』読者は、おそらくただでさえ、あちらこちらのパンフに年間三千円ずつで大変かとは存じますが、『話の特集』1年定期購読料6500円(悪税、送料込)。

### ★ 泉 水 博 同 志 に 関 して ★

94.1 丸岡 修

現在、上告審を向っていますが、判決も厳しいことと思います。控訴審の不当判決は、92年11月でした。新判による「無罪後役」のために今も「懲罰者」扱いになっています。88年6月の補正捕後90年春まで北倉に収められ、宛には目隠し柵があり室内から外へ全く見えない状態でした。その後、新倉に移り目隠し柵がなく「中庭」の緑が見えるようになったもののTVカメラの「自然派」という状況です。90年10月になって「懲罰処置」の等級がやっと「4級」から「3級」になりました。ちなみに75年の千尋刑での逮捕時には1級で、逮捕後でも77年には「2級」になっていました。ところが、東海では4級からです。

泉水同志の半生を描いた本が刊行されました。

『怒りという、逃亡には非ず』 松下竜一氏著、河出書房新社、1500円。

大江健三郎氏が93年のベスト文学の一つに選んでいます。是非、お読み下さい。買えない方は今すぐに公立図書館に申し込んで頂戴せしめよう。

12月7日東京地方裁判所で日本赤軍の丸岡修さんに対する判決公判が開かれた。「主文 無期懲役」裁判長大野市太郎は検察の求刑通り無期懲役を言い渡した。ほぼ一杯の傍聴席から「ナンセンス」「6年かけて何聞いてたんだヨー！」。

これは明々白々な徹頭徹尾反動的な政治判決だ。権力からすれば恨み骨髄に徹する日本赤軍を何がなんでも獄につなごうとするものであり、パレスチナ解放闘争・反帝国主義闘争を闘う者に対する権力の恐怖と憎悪に満ちた治安重刑攻撃である。本来の裁判であるならば、丸岡さんは完全黙秘だし、状況証拠も無いのだから当然無罪であるはずだが、裁判長大野は公安——検察一体となったデッチ上げを無批判的に追認している。徹底して断固糾弾する。

裁判は検察側がドバイとダッカの二つのハイジャック（航空機の強取等の処罰に関する法律違反）は丸岡さんが関与していたと断定し、当時の機長、乗員を証人として出廷させ、ほぼ全員に犯人は丸岡さんだと言わせようとして、重箱の隅をつつく様なことを延々とやってきた。しかし証人の中には15年や20年前の事（ドバイは1973年、ダッカは1977年）なのではっきりしないと正直な証言をする人がいるかと思えば、被告席の丸岡さんを指さし「彼に間違いありません」と断言するのもいた。前者はすでに日本航空を退職している人に多く、後者は現役社員だった。ドバイ闘争時の機長であった小沼証人は「16年前のことで確定できない」と証言したし、当時の高木操縦士は犯人と一緒にいたのがドバイかダマスカスカ記憶が曖昧であるのにもかかわらず、検察にとって都合のよい部分のみを強引に引出して、有罪の正当性を計ろうとした。こうして証拠としての体裁が整っていないものが立派な「証拠」としてまかり通っているのだ。犯人から要求が通らないなら先ず処刑すると名指しされたガブリエルさんは「犯人と丸岡が同一かどうか判らない」と供述したことについては、まずいと思い「異常な状況下であり、精神的に不安定だったので断定できないのは止むおえない」としたが、すべての乗客・乗員は等しく異常な状況下であり、精神的に不安定だったはずなのに「犯人と丸岡は同一」と証言した者には「異常な状況下であったからこそ良く記憶されており正確と認められる」とするなど論理矛盾だらけの判決である。同一証人の証言でも、検察にとって有利な部分は「詳細かつ具体的に供述しており正確とみとめられる」とし、反対に矛盾点や不明点などの不利な点については、「16年以上も前のことだから曖昧な点もある」と言って矛盾点の解明をしようとしなない。

事件直後警視庁は乗客40人に対し、手持ちの日本赤軍メンバーと勝手に公安が認識している人びとの顔写真を見せて犯人を断定しようとしたことがあったらしいが、40人中29人が「よく似ている」と供述していることや乗員の証言が概ね共通している、だから「丸岡が犯人であることは明かである。」と断定した。こんな無茶苦茶はない。お・お・む・ねで犯人にされてはたまったもんじゃない。では他の11人は「写真の中にはいない」と言ったり、丸岡さんではない写真を選んでいるのだ。この事はどうするのだ。しかも乗客は犯人の素顔を目撃すらしていないのだ。覆面やサングラスを取った犯人の顔を目撃している乗員が「16年前のことで認定できない」と証言している事などは一切無視している。つまり裁判は法治国家であるということの形態を整えるための単なる儀式でしかなかった。この様に証拠に対する評価は厳格性を欠き、論理は矛盾だらけであり、大野の心証と公安——検察のストーリーのみが支配している。

そもそもこのハイジャック闘争は帝国主義とシオニズムの支配や虐殺、追放、搾取からの解放を闘うパレスチナ解放闘争を抜きにしては語れないものである。彼らは民族解放闘争を闘う戦士であって、決して帝国主義者の言うテロリストではない。この点に関しても、弁護団は中東問題に詳しい板垣雄三（東京経済大学教授）さんを証人として申請したが、大野は「本を読めば判るでしょう」の一言で応じなかった。つまり裁判所はハイジャック闘争の背後にあるアラブ・パレスチナ問題に触れることを固く拒否してきたのだ。

丸岡さんは「日本赤軍の一員であるということでもってデッチ上げ有罪にするのであれば、私はその弾圧に何ら屈することなく不退転で闘い続けるだけです。戦死したり殺された同士・人民を思えば日本の監獄は訓練所のようなものです。」と不屈の決意を持って意気軒昂です。もちろん丸岡さんは即控訴しました。みなさんの連帯と支援をお願いします。